

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

地域における温暖化防止の取り組みを進めていくためには、市民・市民団体、事業者、市が協力・連携を図りながら、計画で示した施策を実行していくことが必要です。

市では、庁内組織である「地球にやさしいまちづくり協議会」において、市が実施する温暖化防止に関する各種施策の調整等を図り、温暖化対策を推進するとともに、市民・市民団体、事業者、市等を構成員とする「函館市地球温暖化対策地域推進協議会」を設置し、日常生活に関する温室効果ガス削減のための具体的対策に連携して取り組みます。

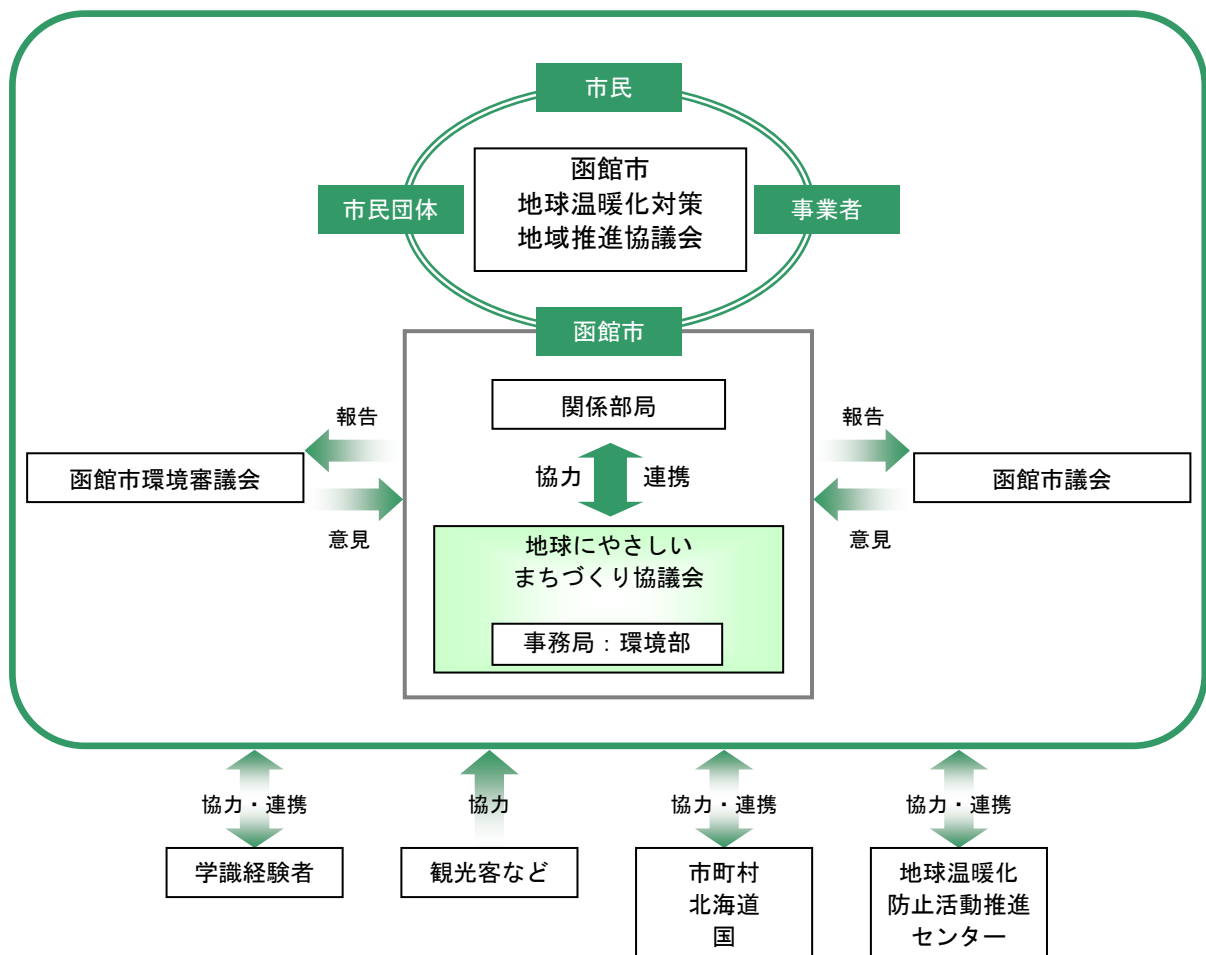


図 6-1 推進体制

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクル*を基本として行います。

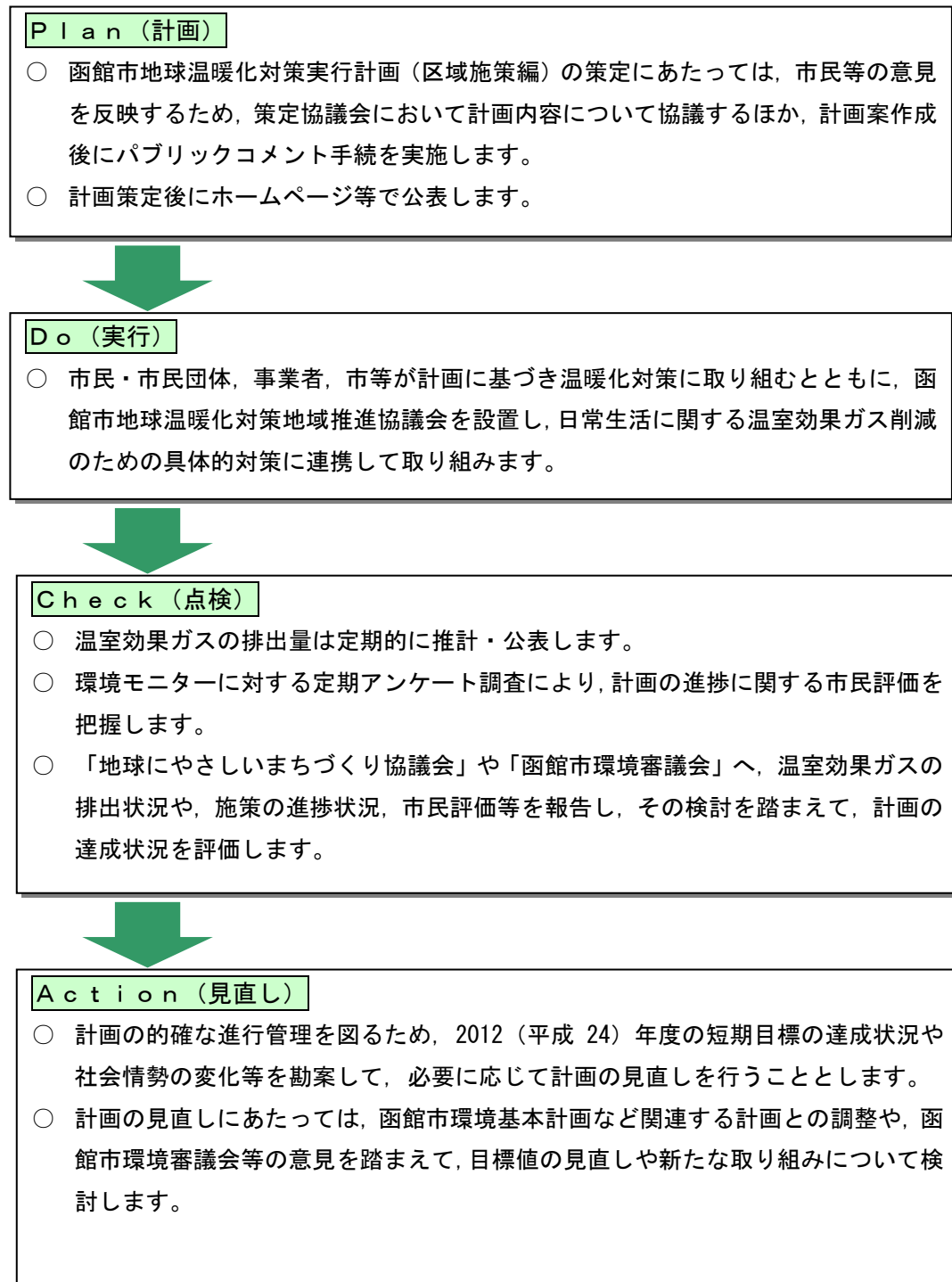


図 6-2 進行管理の方法